

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
が休息日
に当たります)

目 次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

一 特別地方消費税の申告納入に係る納期限の特例の適用を受け
る者の指定等の手続を次のとおり定めることとした。(第四十
七条関係)

1 指定要件を次のとおりとした。

(一) 経営を開始した日から一年を経過していること。

(二) 指定を受けようとする年度の初日の属する年の前年にお
ける特別地方消費税の納入金額の合計額が三百六十万円以
下であること。

(三) 過去に指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消し

の日から一年を経過していること。

(四) 直前三年において特別地方消費税に係る不申告加算金又
は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。

(五) 財産の状況その他の事情から特別地方消費税の徴収の確
保に支障がないと認められること。

2 指定を受けようとする特別徴収義務者は、所定の申請書を
提出しなければならないこととした。

3 指定及び指定の取消しは、所定の指定書及び指定取消書を
交付してすることとした。

二 鳥取県税条例で定めていた様式を新たに定めることとした。

(第二条の二、第二条の五、第三十五条の三、第三十五条の
四、第三十七条の二、第三十九条の二、第四十一条、第四十三
条、第四十八条、第四十九条の三、第五十条の二、第三章関
係)

三 その他所要の規定の整備をすることとした。

四 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

五 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の四」に、「第三十六条・第三十七条」を「第三十六条―第三十七条の二」に、「第三節 不動産取得税

(第三十八条・第三十九条)」を「第三節 不動産取得税(第三十八条・第三十九条の二)」に、「第三節の二 県たばこ税(第三十九条

の二)」に、「娯楽施設利用税(第四十条―第四十三条の三)」を「ゴルフ場利用税(第四十条―第四十三条)」に、「料理飲食等消費税(第

四十四条―第四十九条)」を「特別地方消費税(第四十四条―第四十九条の三)」に、「第五十条」を「第五十条の二」に、「第七節

「第七節 鉾区税(第五十一条)」

鉾区税(第五十一条)」を

第三章 目的税

第一節 自動車取得税(第五十二条・第

二節 軽油引取税(第五十四条―第五

に改める。

五十三条) 十八条)」

第二条の次に次の四条を加える。

(納付書等)

第二条の二 条例第二条第三号から第六号までの規定による納付書等は、次の各号に定める様式によるものとする。

一 条例第二条第三号の納付書

イ 普通徴収に係る場合 第一号様式

ロ 申告納付に係る場合 第一号様式の二

二 条例第二条第四号の納入書 第一号様式の二

三 条例第二条第五号の納税通知書 第一号様式の三

四 条例第二条第六号の納入通知書 第一号様式の四

(徴税吏員等の証票)

第二条の三 条例第四条に規定する規則で定める証票は、県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合にあつては第一号様式の五、県税に関する反則事件の調査を行う場合にあつては第一号様式の六のとおりとする。

(納税管理人の申告書)

第二条の四 条例第二十一条に規定する規則で定める申告書は、第一号様式の七のとおりとする。

(督促状)

第二条の五 条例第二十五条に規定する規則で定める督促状は、第一号様式の八のとおりとする。

第三条中「第一号様式」を「第一号様式の九」に改める。

第三十条第一項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第二章第一節中第三十五条の二の次に次の二条を加える。

(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十五条の三 条例第四十三条第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三号様式の三のとおりとする。

(利子割に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十五条の四 条例第四十五条の八第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三号様式の四のとおりとする。

第二章第二節中第三十七条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十七条の二 条例第五十五条第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三号様式の三のとおりとする。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 県たばこ税

(更正及び決定に関する通知書)

第三十九条の二 条例第七十六条の七第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十七号様式の二のとおりとする。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 ゴルフ場利用税

第四十条中「第七十九条第六項」を「第七十九条第二項」に改める。
第四十一条から第四十三条までを次のように改める。

(特別徴収義務者の証票)

第四十一条 条例第八十二条第三項に規定する証票は、第五十九号様式のとおりとする。

(納入申告書)

第四十二条 条例第八十七条第一項に規定する規則で定める納入申告書は、第六十号様式のとおりとする。

(更正及び決定に関する通知書)

第四十三条 条例第九十条第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十一号様式のとおりとする。

第四十三条の二及び第四十三条の三を削る。

第二章第五節の節名及び第四十四条を次のように改める。

第五節 特別地方消費税

第四十四条 削除

第四十五条中「第六十二号様式の二」を「第六十二号様式」に改める。
第四十六条の見出し中「料理飲食等消費税の」を削り、同条中「規定する」の下に「規則で定める」を加え、「第六十二号様式の二の二」を「第六十二号様式の二」に改める。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

第四十七号様式の二」に改める。

(申告納入に係る納期限の特例に関する要件等)

第四十七条 条例第九十八条第二項(条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 条例第九十二条の場所の経営を開始した日から一年を経過していること。
- 二 指定を受けようとする年度の初日の属する年(以下「申請年」という。)の前年における条例第九十八条第一項の納入金の合計額が、三百六十万円以下であること。
- 三 条例第九十八条第五項の規定により同条第四項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過してい

ること。

四 申請年の直前三年において特別地方消費税に係る不申告加算金又は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。

五 財産の状況その他の事情から特別地方消費税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第九十八条第三項（条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、第六十二号様式の三による申請書でなければならない。ただし、指定を受けようとする年度の前年度において既に指定を受けている者にあつては、この限りでない。

3 条例第九十八条第四項（条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第六十二号様式の四による指定書を交付してするものとする。

4 条例第九十八条第五項（条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消す場合は、第六十二号様式の五による指定取消書を交付してするものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務免除の申請書）

第四十八条 条例第九十八条の三に規定する規則で定める申請書は、第六十二号様式の六又は第六十二号様式の七のとおりとする。

（申告納付に係る申告書）

第四十九条 条例第九十九条第一項に規定する規則で定める申告書は、条例第九十三条第三項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の八、同条第四項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の九のとおりとする。

第四十九条の次に次の二条を加える。

（特別徴収義務者の証票）

第四十九条の二 条例第百条第三項に規定する証票は、第六十二号様式の十のとおりとする。

（更正及び決定に関する通知書）

第四十九条の三 条例第百七条第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十三号様式のとおりとする。

第二章第六節中第五十条の次に次の一条を加える。

（納税済印）

第五十条の二 条例第百十三条の三に規定する規則で定める納税済印は、第六十四号様式の二のとおりとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 目的税

第一節 自動車取得税

（納税済印）

第五十二条 条例第百三十五条の十一に規定する規則で定める納税済印は、第六十六号様式のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）

第五十三条 条例第百三十五条の十六第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十七号様式のとおりとする。

第二節 軽油引取税

（みなす課税に係る製造届出書）

第五十四条 条例第百三十七条第三項に規定する規則で定める届出書は、第六十八号様式のとおりとする。

（特別徴収義務者の証票）

第五十五条 条例第四百四十四条第四項に規定する証票は、第六十九号様式のとおりとする。

(還付申請書)

第五十六条 条例第五百十条第二項に規定する規則で定める還付申請書は、第七十号様式のとおりとする。

(免稅輕油に係る承認書等)

第五十七条 条例第五百十一条第二項に規定する規則で定める承認書は、第七十一号様式のとおりとする。

2 条例第五百十一条第三項に規定する規則で定める申請書は、第七十号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第五十八条 条例第五百十三条第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十一号様式のとおりとする。

附則の次に次の様式目次を加える。

様式目次

一 通則関係

第一号様式その一 納付書(個人事業税)

その二 納付書(不動産取得税、県たばこ税(普通徴収)、鉦区税、県が課する固定資産税、狩猟者登録税・入猟税(普通徴収))

その三 納付書(自動車税)

第一号様式の二 納付(納入)書(県民税利子割(更正、決定)、県たば

こ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税)

第一号様式の三その一 事業税(個人)納税通知書

その二 納税通知書(不動産取得税、県たばこ税(普通徴収)、鉦区税、狩猟者登録税・入猟税(普通徴収))

その三 県が課する固定資産税納税通知書

その四 自動車税納税通知書(一般)

その五 自動車税納税通知書(証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合)

その六 軽油引取税納税通知書(普通徴収)

第一号様式の四 納入通知書

第一号様式の五 徴税吏員証

第一号様式の六 検税吏員証

第一号様式の七 納税管理人申告書

第一号様式の八その一 督促状(一般)

その二 督促状(条例第五百十三条の四の規定により徴収する自動車税)

第一号様式の九 納税証明書

二 賦課徴収関係

第二号様式 調査決定決議書

第三号様式 相続人代表者指定(変更)届出書

第三号様式の二 相続人代表者指定通知書

第四号様式 納付(納入)通知書

第四号様式の二 納付(納入)催告書

第五号様式 納期限変更告知書

第五号様式の二その一 税額等変更通知書(一般)

その二 自動車税税額変更通知書

- 第六号様式 強制換価の場合の徴収通知書(執行機関)
- 第六号様式之二 強制換価の場合の徴収通知書(納税者、特別徴収義務者)
- 第七号様式 徴収通知書(質権又は抵当権者)
- 第八号様式 地方税法第十四条の十六による交付要求書
- 第九号様式 削除
- 第十号様式 地方税法第十四条の十八の規定による納付(納入)告知書
- 第十号様式之二 地方税法第十四条の十八の規定による徴収通知書
- 第十一号様式 徴収猶予(期間延長)通知書
- 第十一号様式之二 徴収猶予(期間延長)不承認通知書
- 第十一号様式之三 徴収猶予取消通知書
- 第十一号様式之四 県税口座振替依頼書
- 第十一号様式之五 県税納付書送付依頼書
- 第十二号様式 換価猶予(期間延長)通知書
- 第十二号様式之二 換価猶予の取消通知書
- 第十三号様式 滞納処分停止通知書
- 第十三号様式之二 滞納処分停止の取消通知書
- 第十三号様式之三 納税義務消滅通知書
- 第十四号様式 保証書
- 第十五号様式 保全担保提供命令書
- 第十五号様式之二 保全担保に係る抵当権設定通知書
- 第十五号様式之三 保全担保解除通知書
- 第十六号様式 保全差押金額決定通知書
- 第十六号様式之二 地方税法第十六条の四の規定による交付要求書
- 第十六号様式之三 地方税法第十六条の四の規定による交付要求通知書

- 第十七号様式その一 過誤納金還付(充当)通知書(一般)
- その二 自動車税過誤納金還付(充当)通知書
- その三 歳入金支払通知書
- 第十七号様式之二 過誤納金還付請求書
- 第十八号様式 削除
- 第十九号様式 現金領収証書
- 第十九号様式之二 領収印
- 第十九号様式之三 現金領収証書用紙及び収納現金引継簿
- 第十九号様式之四 払込書
- 第二十号様式 現金出納簿
- 第二十一号様式その一 現金払込書(県税事務所)
- その二 現金払込書(税務課)
- 第二十二号様式 滞納整理票
- 第二十三号様式 差押財産引継処理簿
- 第二十四号様式 徴収の囑託書
- 第二十五号様式 徴取引継書
- 第二十五号様式之二 徴取引受書
- 第二十六号様式 公示送達書
- 第二十六号様式之二 更正をすべき理由がない旨の通知書
- 第二十七号様式その一 法人台帳
- その一の一 県民税利子割台帳
- その二 個人事業税台帳
- その三 県たばこ税台帳
- その四 鉾区税台帳

その五 ゴルフ場利用税台帳

その六 特別地方消費税台帳

その七 軽油引取税台帳

第二十八号様式その一 一人別徴収簿(県民税、事業税(法人分)用)

その一の二 一人別徴収簿(県民税(利子等分)用)

その二 一人別徴収簿(事業税(個人分)用(納期内納付分))

分)

その三 一人別徴収簿(事業税(個人分)用(納期後納付分))

分)

その三の二 一人別徴収簿(不動産取得税・固定資産税用(納期内納付分))

(納期内納付分)

その三の二 一人別徴収簿(不動産取得税・鉦区税用(納期後納付分))

期後納付分)

その三の三 一人徴収簿(鉦区税用(納期内納付分))

その四 削除

その五 一人別徴収簿(狩猟者登録税・入猟税用)

その六 一人別徴収簿(県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税用)

その七 一人別徴収簿(自動車取得税用)

第二十九号様式 県税合計徴収簿

第二十九号様式の二 県税外合計徴収簿

第三十号様式その一 特別徴収義務者登録簿(ゴルフ場利用税)

その二 特別徴収義務者登録簿(特別地方消費税)

その三 特別徴収義務者登録簿(軽油引取税)

第三十一号様式 削除

第三十二号様式 削除

第三十三号様式 免税軽油使用者証整理簿

第三十三号様式の二 軽油引取税免税証整理簿

第三十四号様式その一 徴収猶予(期間延長)整理簿

その二 不動産取得税徴収猶予整理簿

第三十五号様式 換価猶予(期間延長)整理簿

第三十六号様式 滞納処分停止整理簿

第三十七号様式 県税徴収嘱託簿

第三十八号様式 県税徴収受託簿

第三十九号様式その一 過誤納金還付(充当)整理簿(一般)

その二 自動車税過誤納金還付(充当)整理簿

第四十号様式 納付(納入)受託証券整理簿

第四十一号様式 納税通知書等発付決議簿

第四十二号様式 督促状発付決議簿兼滞納整理票回付簿

第四十三号様式 不服申立て受付件名簿

第四十四号様式 犯則者通告処分台帳

第四十五号様式 犯則者処分猶予台帳

三 県民税関係

第四十六号様式及び第四十七号様式 削除

第四十八号様式 個人の県民税徴収整理簿

第四十九号様式 削除

第五十号様式 個人県民税課税状況報告書

第五十一号様式 個人県民税賦課徴収状況報告書

- 第五十二号様式 個人県民税滞納状況報告書
- 第五十三号様式 県民税徴収取扱費に関する報告書
- 第五十三号様式之二 払込書
- 第五十三号様式之三 更正決定通知書(法人県民税・法人事業税・加算金)
- 第五十三号様式之四 更正決定通知書(県民税利子割・加算金)
- 四 事業税関係
 - 第五十四号様式 鉱物の採掘事業と精錬事業とを一貫して行う者の所得計算方法(変更)承認申請書
 - 第五十五号様式 事業税に係る申告納付期限の(不)承認通知書
 - 五 不動産取得税関係
 - 第五十六号様式 不動産の価格の決定通知書
 - 第五十七号様式 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知書
 - 六 県たばこ税関係
 - 第五十七号様式之二 更正決定通知書(県たばこ税・加算金)
 - 七 ゴルフ場利用税関係
 - 第五十八号様式 等級決定通知書(ゴルフ場利用税)
 - 第五十九号様式 ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証
 - 第六十号様式 ゴルフ場利用税納入申告書
 - 第六十一号様式 更正決定通知書(ゴルフ場利用税、軽油引取税)
 - 八 特別地方消費税関係
 - 第六十二号様式 指定書
 - 第六十二号様式之二 特別地方消費税納入申告書
 - 第六十二号様式之三 特別地方消費税納期限の特例適用申請書
 - 第六十二号様式之四 特別地方消費税納期限の特例指定通知書

- 第六十二号様式之五 特別地方消費税納期限の特例指定取消通知書
- 第六十二号様式之六 特別地方消費税の還付申請書
- 第六十二号様式之七 特別地方消費税の納入免除申請書
- 第六十二号様式之八 特別地方消費税納付申告書(経営者課税)
- 第六十二号様式之九 特別地方消費税納付申告書(経費課税)
- 第六十二号様式之十 特別地方消費税特別徴収義務者の証
- 第六十三号様式 更正決定通知書(特別地方消費税・加算金)
- 九 自動車税関係
 - 第六十四号様式 自動車税納税証明書
 - 第六十四号様式之二 納税済印
 - 十 鉱区税関係
 - 第六十五号様式 鉱区税納税証明書
 - 十一 自動車取得税関係
 - 第六十六号様式 納税済印
 - 第六十七号様式 更正決定通知書(自動車取得税・加算金)
 - 十二 軽油引取税関係
 - 第六十八号様式 軽油以外の炭化水素油製造届出書
 - 第六十九号様式 軽油引取税特別徴収義務者の証
 - 第七十号様式 軽油引取税納入免除・還付申請書
 - 第七十一号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書
- 第一号様式を第一号様式之九とし、同様式の前に次の八様式を加える。

第一号様式その一 (第二条の二関係)

領 収 証 書 ㊦

整理番号				
県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税 事務所
(納付者) 殿				
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区 分			
税 額	十	万	千	百 十 円
延滞金				
計				
納期限	年 月 日			
上記のとおり領収しました。				
指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印				

領 収 済 通 知 書 ㊦

整理番号				
県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税 事務所
(納付者)				
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区 分			
税 額	十	万	千	百 十 円
延滞金				
計				
納期限	年 月 日			
上記のとおり領収しました ので通知します。				
取りまと め指定金 融機関名 又は取り まとめ郵 便局名	指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印			

納 付 書 ㊦

整理番号				
県税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税 事務所
(納付者)				
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区 分			
税 額	十	万	千	百 十 円
延滞金				
計				
納期限	年 月 日			
払い込むべき場所				
日 計	千 百 十 万 千 百 十 円			受付 (領収) 日付印
□				

第一号様式その二(第二条の二関係)

(表)

領収証書 ㊦					納付書 ㊦									
県税 口座 番号	松江公 番	加入 者	加入 事務	県税 事務所	県税 口座 番号	松江公 番	加入 者	加入 事務	県税 事務所					
第 号 (納付者)					第 号 (納付者)									
年度					年度									
(款)	(項)	(目)	期		(款)	(項)	(目)	期						
県 税					県 税									
税 額	十	万	千	百	十	円								
延滞金														
計														
納期限	年	月	日		納期限	年	月	日						
上記のとおり領収しました。					払い込むべき場所									
指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印					取りま とめ指 定金 金融 機関 名					指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印				
										日 計				
										千 百 十 万 千 百 十 円				
										<input type="checkbox"/>				

備考 この様式は、不動産取得税、県たばこ税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、鉱区税、県が課する固定資産税並びに狩猟者登録税及び入猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）について使用すること。

(裏)

領収済通知書 ㊦				
県税 口座 番号	松江公 番	加入 者	加入 事務	県税 事務所
第 号 (納付者)				
年度				
(款)	(項)	(目)	期	
県 税				
税 額	十	万	千	百
延滞金				
計				
納期限	年	月	日	
上記のとおり領収しました ので通知します。				

第一号様式その三(第二条の二関係)

納 付 書 ㊦							整 理 番 号						
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所						
(納付者)				登 録 番 号									
				納税貯蓄組合番号		口座振替区分							
				所有権留保者区分									
				税 額	百	十	万	千	百	十	円		
				延 滞 金									
				計									
				納 期 限		年		月		日			
				日		計		口		千	百	十	万
納 付 場 所			領 収 日 付 印										

領 収 証 書 ㊦							整 理 番 号						
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税事務所						
(納付者)				登 録 番 号									
				納税貯蓄組合番号		口座振替区分							
				所有権留保者区分									
				税 額	百	十	万	千	百	十	円		
				延 滞 金									
				計									
				納 期 限		年		月		日			
				日		計		口		千	百	十	万
		指 定 金 融 機 関 等 又 は 郵 便 局 の 領 収 日 付 印			上 記 の と お り 領 収 し ま し た。								

第一号様式の二(第二条の二関係)

(表)

月分	領 収 証 書 ㊦					月分	納 付 (納入) 書 ㊦										
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税 事務所		県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税 事務所							
第	号 (納付者)					第	号 (納付者)										
年	度					年	度										
	(款)	税	(項)	(目)			(款)	税	(項)	(目)							
税	額	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	円					
延	滞	金				延	滞	金									
過	少	申	告	加	算	金											
不	申	告	加	算	金												
重	加	算	金			重	加	算	金								
計						計											
納	期	限	年	月	日	納	期	限	年	月	日						
上記のとおり領収しました。																	
指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印						取りま とめ指 定金融 機関名 取りま とめ郵 便局 名						指定金 関又は 郵便局 の領収 日付印					
						日 計						受	日				
						口 千 百 十 万 千 百 十 円						付	付				
												(領	印				
												収))				

(裏)

月分	領 収 済 通 知 書 ㊦					注意 延滞金について 納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント)の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。 1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 2 納税通知書により告知された税額に係るもの 納期限後に納付する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間																		
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県税 事務所																				
第	号 (納付者)																							
年	度																							
	(款)	税	(項)	(目)																				
税	額	百	十	万	千													百	十	万	千	百	十	円
延	滞	金																延	滞	金				
過	少	申	告	加	算													金						
不	申	告	加	算	金																			
重	加	算	金															重	加	算	金			
計						計																		
納	期	限	年	月	日	納	期	限	年	月	日													
上記のとおり領収しましたので通知します。																								

第一号様式の三ノの一(第二条の二関係)

(表)

事業税(個人)納税通知書

整理番号		事業税(個人)納税通知書			県税事務所
県 税 番号	松江公 番	加入者	殿		
(納付者)					
年 度	課税客体	課税標準額	税 率	税 額	
納税貯蓄組合番号			口座振替区分		
期 別	納 期	限	税 額		
第 1 期	年 月 日	十 万 千 百 十 円			
第 2 期	年 月 日				
随 時	年 月 日				
納付場所					

上記のとおり納めてください。

- この県税は、地方税法第72条及び鳥取県条例第46条の規定により賦課されたものです。
- 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日 職 氏 名 印

(裏)

お知らせ

- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。
- 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その二(第二条の二関係)

(表)

税 納 税 通 知 書

県 税	口 座 番 号	松 江 公 番	加 入 者	県 税 事 務 所
第 号	(納付者) 所 名			
年 度	住 氏			
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率		
期 別	納 期 限	税 額		
	年 月 日	十 万 千 百 十 円		
	年 月 日			
納付場所				

備考 この納税通知書は、不動産取得税、県たばこ税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、鉱区税並びに狩猟者登録税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用すること。

- 上記のとおり納めてください。
- 1 この県税は、地方税法第 条、鳥取県税条例第 条の規定により賦課されたものです。
 - 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。
- 年 月 日 職 氏 名 園

(裏)

- お知らせ
- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
 - 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式(三)の三(第二条の二関係)

(表)

県が課する固定資産税納税通知書

県 税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所
第 号	(納付者)			
年度	住 氏	所 名		
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 率		
期 別	納 期 限	税 額		
第 1 期	年 月 日	千 百 十 万 千 百 十 円		
第 2 期	年 月 日			
第 3 期	年 月 日			
第 4 期	年 月 日			
納付場所				

上記のとおり納めてください。

- 1 この県税は、地方税法第740条、鳥取県税条例第129条の規定により賦課されたものです。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏)

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その四(第二条の二関係)

(表)

自動車税納税通知書		整理番号
年度	県税	加入者 事務所
県税	口座	
納付者	口座	江公
登録番号	登録番号	税
納税貯蓄組合番号	納税貯蓄組合番号	率
所有者区分	所有者区分	
保有権留保者区分	保有権留保者区分	
税額	税額	
納期限	納期限	
年	年	日
月	月	
日	日	
納付場所	納付場所	

1 この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第109条の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

上記のとおり納めてください。
年 月 日
職 氏 名 印

(裏)

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その五(第二条の二関係)

(表)

自動車税納税通知書

県 税		自動車税納税通知書	
(納付者)	登録番号	税 率	股
	納税貯蓄組合番号	口座振替区分	
年度			
税 額	百	十	千
納 期 限	年	月	日
納 付 場 所			

上記のとおり納めてください。

1 この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。

2 この税額については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、応じ、この納税通知書を送付した日の翌日から税金完納の日までの日数に、応じ、年14.6パーセント(この納税通知書を送付した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

職 氏 名 印

(裏)

お知らせ

- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の三その六(第二条の二題表)

(表)

県 税		軽油引取税納税通知書			
第 号	(納付者) 住 所				
年度	氏 名				
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税	率		
期 別	納 期 限	税 額			
	年 月 日	十 万	千	百	十 円
納付場所					

上記のとおり納めてください。

- 1 この県税は、地方税法 条及び鳥取県税条例第141条第2項の規定によつて課せられたものです。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

職 氏 名 園

(裏)

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第一号様式の四(第二条の二関係)

納 入 通 知 書

第 号	年度歳入
一般会計	
納入者	住所 氏名
款	
項	
目	
節	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
ただし 上記金額を 年 月 日 までに県指定金融機関、県指 定代理金融機関又は県収納代 理金融機関に納入して下さい。 年 月 日 職 氏 名 印	

領 収 済 通 知 書

第 号	年度歳入
一般会計	
納入者	住所 氏名
款	
項	
目	
節	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
ただし 上記金額を領収したので通 知します。 年 月 日 銀行 店 印	

領 収 証 書

第 号	年度歳入
一般会計	
納入者	住所 氏名
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
ただし 上記金額を領収しました。 年 月 日 銀行 店 印	

第一号様式の五(第二条の三関係)

第 号	所 属	鳥取県事務吏員 氏	名
	徴 税 吏 員 証 印		
年 月 日	交付		
		鳥 取 県	

第一号様式の六(第二条の三関係)

第 号	所 属	鳥取県事務吏員 氏	名
	徴 税 吏 員 証 印		
年 月 日	交付		
		鳥 取 県	

第一号様式之七(第二条の四関係)

納 税 管 理 人 申 告 書					
年 月 日	本 籍 地	住 所	電 話 番 号	年 月 日 生	職 氏 名 殿 氏名又は 名称
		事務所又は は事業所 所在地	生年月日		
<p>税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため下記の者を納税管理人に定めましたから、鳥取県税条例第21条の規定によつて申告します。</p>					
納 税 管 理 人		住 所 職 業 氏 名	電 話 番 号	年 月 日 生	
<p>上記の納税管理人を承諾しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名 印</p>					

第一号様式之八その一(第二条の五関係)

(表)

市 郡 町 村 農 協					
(納税者の氏名)					
第 号	督	促	状	年 月 日	
年度	税 目	税 率	期分	納期限	年 月 日
税 額					円
加算金	円	加算金	円		
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付の日までの期間に依り、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる)は、年14.6パーセント(1,000円未満の端数は切り捨てる)の割合で計算した金額</p>				
<p>上記のとおり滞納となっておりますから、至急納付してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 職 氏 名 印</p>					

備考 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

(裏)

納付場所	
お知らせ	<p>1 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日まで完了させられないときは、財産の差押を受けなければならないこととなります。</p> <p>2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。</p> <p>審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p>

第一号様式の内二(第二条の五関係)

(表)

市 郡 町 村 殿	
(納税者の氏名)	
第 号	督 促 状
年度	税 目
税 額	随 時 分 納 期 限
延 滞 金	年 月 日
	円
<p>納税通知書を発送した日の翌日から納付の日までの期間に及び、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納税通知書を発送した日から当該納期限までの期間又はその翌日から1月をベースト)の割合で計算した金額</p>	
上記のとおり滞納となつていますから、至急納付してください。	
年 月 日	職 氏 名 印

備考 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

2 この督促状は、鳥取県税条例第113条の4の規定により徴収する自動車税に係る督促について使用する。

(裏)

納付場所

お知らせ

- 1 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けなければならないこととなります。
 - 2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。
- 審査請求は、なるべく県執事務所長を経由して提出してください。

第三号様式「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

とある。

第五号様式「昭和 年 月 日まで」や「 年 月 日まで」
「昭和 年度」や「 年度」
第六号様式から第八号様式までの規定中「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」

第十号様式「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

とある。

第十号様式の二目

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

銀行 店又は近くの 銀行 店若しくはもよりの郵便局

とある。

第十三号様式の三及び第十四号様式中「昭和 年 月 日」や「年 月 日」に於ける。

第十五号様式中「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」に

昭和 年 月 日以後に課せられる
税

年 月 日以後に課せられ
税

第十五号様式の二中「かかる」や「係る」に「昭和 年 月 日」や

「 年 月 日」に於ける。

第十五号様式の三から第十六号様式の三および第十七号様式の二及び十九号様式の規定中「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」に於ける。

第二十一号様式の二中「昭和 年度歳入」や「 年度歳入」に

「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」に於ける。

第二十六号様式中「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」に於

ける。

第二十七号様式の三中「県たばこ消費税台帳」や「県たばこ税台帳」

課税標準額	本数		本 円	修・更・決	本 円
	小売定価				
納付税額(還付金額)			本 円		
調定	年 月 日				

課税標準数量	本数		本 円	修・更・決	本 円
	〃(3級品)				
納付税額(還付金額)			本 円		
調定	年 月 日				

計	課税標準額	本数	本 円	計	課税標準数量	納付税額(還付金額)
	納付税額(還付金額)	小売定価	本 円			

本数	本
〃(3級品)	本
還付金額)	本 円

第二十七号様式の二の五に於ける。

第二十七号様式その五(第三十条関係)

(表)
ゴルフ場利用税台帳

経営するゴルフ場		名 称		住 所		氏 名		摘 要		
		所 在 地								
経 営 者	商 号		住 所		氏 名		摘 要			
	課 税 状 況	年 度	月 別	利用人員	等級	税率	調 定 税 額		調 年 月 日	摘 要 (加 算 金)
						申 告	修正申告(更 正・決定)			
3								・	・	
4								・	・	
5								・	・	
6								・	・	
7								・	・	
8								・	・	
9								・	・	
10								・	・	
11								・	・	
12								・	・	
1								・	・	
2								・	・	
計										

(裏)

課 税 状 況	年 度	月 別	利用人員	等級	税率	調 定 税 額		調 年 月 日	摘 要 (加 算 金)	
						申 告	修正申告(更 正・決定)			
		3						・	・	
		4						・	・	
		5						・	・	
		6						・	・	
		7						・	・	
		8						・	・	
		9						・	・	
		10						・	・	
		11						・	・	
		12						・	・	
		1						・	・	
		2						・	・	
計										
備 考										

第二十七号様式その六(表)中「料理飲食等消費税台帳」を「特別地方消費税台帳」に改める。

第二十八号様式その六中「(県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税)」を「(県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税用)」に改め、同様式その七中「(自動車取得税)」を「(自動車取得税用)」に改める。

第三十号様式その一を次のように改める。

第三十号様式その一(第三十条関係)

特別徴収義務者登録簿(ゴルフ場利用税)

送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要
送年月日	登録年月日	送年月日	住所	氏名	摘要

第三十号様式その二中「(料理飲食等消費税)」を「(特別地方消費税)」に改める。

第三十一号様式を次のように改める。

第三十一号様式 削除

第三十一号様式の二及び第三十一号様式の三を削る。

第三十二号様式を次のように改める。

第三十二号様式 削除

第三十二号様式の二を削る。
第三十四号様式中その二を削り、同様式その三中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式その三をその二とする。

第五十号様式中

徴収区分	人数
130万円以下の者	
130万円を超え300万円以下の者	
300万円を超える者	
計	
130万円以下の者	
130万円を超え300万円以下の者	
300万円を超える者	
計	
合計	

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

普徴 収 通分	500万円以下の者 500万円を超える者 計	人	円	円	円
特徴 収 別分	500万円以下の者 500万円を超える者 計				
合 計	500万円以下の者 500万円を超える者 計				

円	円	円	円	円	円

と格差。

第五十二号様式申「昭和 年度」や「(年度)」と格差。

第五十三号様式の申

払い込むべき場所
銀行 店又は近くの 銀行 や
店若しくは郵便局

払い込

むべき場所

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第五十三号様式の三(第三十五条の三関係)

法人県民税 更正決定通知書
法人事業税 加算金

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

市郡	町村	番地	職氏名			
殿		通知書番号	第 号			
事業年度		自	年	月	日	至
区 分	法人県民税			法人事業税		
	課税標準額 (本県分)	税 額	均等割額	課税標準額 (本県分)	税 額	
更正(決定)額	円	円	円	円	円	
既申告(更正・ 決定)額						
差引不足税額等						
過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	延滞金			
円	円	円	不足税額については、年月日から納付の日までの期間に 及び、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨 てる。)、年14.6パーセント(Cの通知書による納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合で計算した金額			

更正(決定)額の算出基礎							加算金の算出基礎		
区 分	法人県民税		法人事業税				過少申告加算金		
	法人税	均等割	所得金額	計	収入	金額	対応税額 A	円	
課税標準額 の総額	円	円	円	円	円	円	Aのうち上乗せ 加算対象税額 B		
分割基準 課税標準額 (本県分)	円	円	円	円	円	円	加算金額	A × $\frac{100}{100}$	B × $\frac{100}{100}$
税 率	100	100	100	100	100	100	計		
税 額	円	円	円	円	円	円	不申告加算金		
外国税額控 除額							対応税額 C	円	
仮装経理控 除額							加算金額 (C × $\frac{100}{100}$)		
利子割額控 除額							重加算金		
差引税額							対応税額 D	円	
							加算金額 (D × $\frac{100}{100}$)		

納付期限	年 月 日			
納付場所				
更正(決定) の根拠法令	法人県民税		法人事業税	
	地方税法 第 条		地方税法 第 条	

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日
以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求
は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第五十三号様式(四)(第三十五条の四関係)

県民税利子割更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

	市 郡	町 村	番 地	年 月 日	職 氏 名	回
	殿			通知書番号	第 号	年 月 分
区 分	課税標準額(支払額)		税 額 等	摘 要		
更正(決定)額	円		円			
既申告(更正・決定)額						
差引不足額						
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
延 滞 金	不足税額については、年 月 日から納入の日までの期間 に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。) は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント)の割合で計算した額					
更正(決定)額の計算基礎				加算金の算出基礎		
区 分	種 類	支 払 額	税 額	過 少 申 告 加 算 金		
				対 応 税 額 A	円	
				Aのうち上乗せ加算対象税額 B		
				加算金額	$A \times \frac{\quad}{100}$	
					$B \times \frac{\quad}{100}$	
				計		
				不 申 告 加 算 金		
				対 応 税 額 C	円	
				加算金額 $(C \times \frac{\quad}{100})$		
				重 加 算 金		
				対 応 税 額 D	円	
計				加算金額 $(D \times \frac{\quad}{100})$		
納 期 限	年 月 日	更正(決定)の根拠法令		地方税法 第 条		
納 付 場 所						
お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して60日以内 に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、 なるべく県税事務所長を経由して提出してください。						

第五十四号様式中「行なう」を「行う」と、「昭和 年 月 日」を「年 月 日」と改める。

第五十五号様式中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」と改める。

第五十六号様式中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」と改める。

第五十七号様式中「昭和 年 月 日」を「年 月 日」と改める。

同様式の次に次の一様式を加える。

第五十七号様式の二（第三十九条の二関係）

県たばこ税更正（決定） 通知書
加 算 金 決 定

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、
大線部分の額を同封の納付書により納付してください。

市 郡		町 村	番 地	年 月 日		職 氏 名	年 月 日
区 分		税 額 等		摘 要		票	
更正（決定）額		既申告（更正・決定）額		差引不足税額		過少申告加算金	
不申告加算金		重 加 算 金		延 滞 金		納 付 期 限	
納 付 場 所		納 付 期 限		年 月 日		地方税法 第 条第 項	
更正（決定）の根拠法令		地方税法 第 条第 項		お知らせ		この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。	

不足税額については、年月日から納付の日未
満の期間に及び、税額2,000円以上あるとき（1,000円未
満の端数は切り捨てる。）は、年14.6パーセント（この通知
書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月で
計算した金額）を超過する期間については、年7.3パーセント）の割合
を計算した金額

第五十八号様式を次のように改める。
第五十八号様式(第四十条関係)

第 号		等級決定通知書	
経営者	住 所		
	氏 名		
施 設	名 称		
	所 在 地		
等	級	級	
税	率	一人1日につき 円	
適用開始年月日	年 月 日	年 月 日	

上記のとおり、鳥取県税条例第79条第2項の規定によって決定しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 團

お知らせ この通知について不服がある場合には、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第五十九号様式から第六十一号様式までを次のように改める。
第五十九号様式(第四十一条関係)

第 号	号
ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証	
鳥 取 県	

備考 アルミ製とし、全面は赤、文字は白を用いる。

第六十号様式(第四十二条関係)

年 月分ゴルフ場利用税納入申告書		特別徴収義務者	登録番号	住所	氏名又は名称
職 氏 名 股 名	納入年月日及び納入場所	年 月 日	住所	氏名又は名称	Ⓔ
経営するゴルフ場	名 称	所在地	税 率	税 額	摘 要
区 分	利 用 人 員	人	円		
計			(1)		
納期限後に申告納入する延滞金の計算	納期限の翌日から1月を経過する日(その日)までの日数	納期限の翌日から1月を経過した日から納入の日までの日数	年 月 日	年 月 日	
延滞金額	(1) × 0.073 × (2) =	(1) × 0.146 × (3) =	円	円	
申告納入額	(1) + (4)		円		

第六十一号様式(第四十三条関係)

加 算 金 決 定 通 知 書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、大線部分の額を同封の納付書により納付してください。

市 郡 町 村 番 地	年 月 日	職 氏 名	通 知 書 番 号	第 号
区 分	課 税 標 準 額 (量)	税 額 等	年 度	月 分
更正(決定)額		円		
既申告(更正・決定)額				
差引不足額				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
延滞金				
納付期限	年 月 日			
納付場所	地方税法 第 条			
更正(決定)の根拠法令				

不足税額については、年月日から納付の日までの期間に及び、秘額?は、000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨て、捨てる)は、年14.6%、セント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月の割合で計算した金額)

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

第六十二号様式を削り、第六十二号様式の二中「第百十四条の四第二項」を「第百十四条の三第二項」に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式を第六十二号様式とする。
第六十二号様式の二の二を次のように改め、同様式を第六十二号様式の一とする。

受付
印

		整理番号			
年 月分特別地方消費税納入申告書					
職 氏 名 殿				郵便官署消印	・ ・
納入年月日及び納入場所	年 月 日	調 定 決 議	年 月 日	・ ・	
申告年月日	年 月 日	台 帳 登 録	年 月 日	・ ・	
経営場所	種 類		特別徴収義務者	登録番号	
	所 在 地			住 所	
	名 称			氏名又は名称	㊟
適用区分	総 計	課 税 標 準	税率	税 額	摘 要
利用区分	人 員 料 金	人 員 料 金			
旅館における利用行為	宿泊等①	人 円	人 円	円	
	宿泊者の昼食②				
	宿泊以外③				
	計①+②+③④				
飲食店等における利用行為の料金⑤					
区分経理食堂における利用行為の料金⑥					
計 ④+⑤+⑥ ⑦					

第六十二号様式の二の二(第四十六条関係)

第六十二号様式の三から第六十二号様式の五までを次のように改める。
第六十二号様式の三(第四十七条関係)

特別地方消費税納期限の特例適用申請書

経営場所	種類	
	所在地	
名称		

鳥取県税条例第98条第3項の規定により特別地方消費税の納期限の特例適用を受けたいので申請します。

年 月 日

職 氏 名 殿

住 所

特別徴収義務者

氏名又は名称

④

- 鳥取県税条例第98条第2項の規定は次の要件にすべて該当する場合に適用するものです。
- 1 前年の納入金の合計額が 円以下であること。
 - 2 経営開始の日から1年を経過していること。
 - 3 指定の取消しを受けた者にあつては、取消しの日から1年を経過していること。
 - 4 直前3年間において、不申告加算金又は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。
 - 5 財産の状況その他の事情から特別地方消費税の徴収確保に支障がないと認められること。

整理番号	※	整理簿	※	台	帳	※
------	---	-----	---	---	---	---

備考 ※欄には、記入しないこと。

第六十二号様式の四(第四十七条関係)

特別地方消費税納期限の特例適用指定通知書

年 月 日

殿

職 氏 名 園

年 月 日付けで申請のおつた下記の場所について、あなたを鳥取県税条例第98条第2項の規定の適用を受ける者として指定しましたから通知します。

記

経営場所	名称				
	所在地				
指 定 番 号					
適用開始の時期等	利 用 行 為 月	月、月、月	年 月 分	納 期 限	年 月 末 日

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

第六十二号様式(五)(第四十七条関係)

特別地方消費税納期限の特例適用指定取消通知書

殿

職 氏 名 國

年 月 日

下記の場所について、あなたは、鳥取県税条例第98条第2項の規定の適用を受ける者と認められなかったこととなりましたので、 年 月 日の指定(指定番号第 号)を取り消します。
年 月分以降は、毎月分をそれぞれ翌月末日までに申告納入してください。

記	営業場所	
	名称	所在地

取消しの理由

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第六十二号様式(五)の次に次の五様式を加える。
第六十二号様式(六)(第四十八条関係)

特別地方消費税の還付申請書

徴収不能に係るもの	申請金額 円					天災等に係るもの	申請金額 円				
	年度	月別	区分	納入月日	理由		年度	月別	納入月日	理由	
				円	円					円	

摘要

上記のとおり鳥取県税条例第98条の3の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称

職 氏 名 殿

第六十二号様式の七(第四十八条関係)

特別地方消費税の納入免除申請書														
徴収不能に係るもの	申請金額 円							天災等に係るもの	申請金額 円					
	年度	月別	区分	納期限	料金	税額	理由		年度	月別	納期限	喪失税額	理由	
					円	円							円	
摘 要 上記のとおり鳥取県税条例第98条の3の規定により申請します。 年 月 日 申請者 住 所 氏名又は名称 ㊟ 職 氏 名 殿														

年 月 分 特別地方消費税納付申告書 (条例第93条第3項該当)

職 氏 名 殿		経営場所	種 類		特別徴収義務者	登録番号			
納付年月日及び納付場所			所 在 地			住 所			
申告年月日			名 称			氏 名 又は名称 ㊟			
区 分	人員	通常支払うべき総額(ア)	非課税対象となるべき料金及び控除額(イ)	課税、免税の差引標準額(ア)-(イ)	税率	算出税額(ウ)	特別徴収した、又はすべき税額(エ)	差引納付税額(ウ)-(エ)	摘 要
		円	円	円	円	円	円	円	
旅館における利用行為	宿泊等								
	宿泊者の昼食								
	宿泊以外								
小 計									
飲食店等における利用行為の料金									
区分経理食堂における利用行為の料金									
計									

第六十二号様式の八(第四十九条関係)

備考 この申告書は、鳥取県税条例第93条第3項の規定によつて旅館等の特別徴収義務者が株主優待券等により割引きして、又は無料で遊興飲食等をさせた場合において通常支払うべき遊興飲食等の料金と現実に支払われた料金との差額について、当該特別徴収義務者が納付すべき特別地方消費税額に係る納付申告書ですから、第62号様式の2「特別地方消費税納入申告書」と併せて提出してください。

第六十二号様式の九(第四十九条関係)

年 月 分 特別地方消費税納付申告書 (条例第93条第4項該当)

職 氏	名 殿	經營場所	種 類	納税義務者	住 所
納付年月日及 び納付場所	年 月 日		所 在 地		氏名又は 名称
申告年月日	年 月 日		名 称		
区 分	遊興及び飲食をした 人員	課 税 標 準 額	税 率	税 額	
酒 類		円			
諸 材 料					
燃 料 費					
人 件 費					
電 灯 料					
合 計				円	
摘 要					

第六十二号様式の十(第四十九条の二関係)

第 号
特別地方消費税特別徴収義務者の証
鳥 取 県

備 考

- (1) 金属製とし、全面は青、文字は白を用いる。
- (2) 短期間と予想される者に対しては、紙製、黒文字とし、かつ、鳥取県印を押印する。

第六十三号様式を次のように改める。
第六十三号様式(第四十九条の三関係)

特別地方消費税更正(決定) 通知書
加 算 金 決 定

次のおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

市 郡 町 村 香 地 地 段	年 月 日	職 氏 名	年 月 日	商 号	月 分
区 分	課 税 標 準 等	税 額	等 摘	要	
更 正 (決 定) 額	円		円		
既 申 告 (更 正 ・ 決 定) 額					
差 引 不 足 税 額					
過 少 申 告 加 算 金					
不 申 告 加 算 金					
重 加 算 金					
延 滞 金	不足税額については、年月日から納付の日まで満期に及び、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間については、年7.3パーセント)を割合で計算した金額				
納 付 期 限	年 月 日				
納 付 場 所					
更 正 (決 定) の 根 拠 法 令	地 方 税 法 第 条 第 項				

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第六十四号様式の次に次の二様式を加える。
第六十四号様式の二(第五十条の二関係)



第六十五号様式中「昭和 年度分」を「 年度分」と、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」と改め、同様式の次に次の六様式を加える。
第六十六号様式(第五十二条関係)



第六十七号様式 (第五十三号圖送)

自動車取得税更正 (決定) 通知書
加 算 金

次のとおり更正 (決定) したので通
知しますから、太線部分の額を同封の
納付書によつて納付してください。

年 月 日 職 氏 名 印

市 郡 町 村 番 地	車 牌 号		第 号	車 名	印
区 分	課税標準等 ① 円	税率等 ②	税 額 ①×② ③ 円	摘 要	
更正 (決定) 額 ④					
既申告 (更正・決定) 額 ⑤					
差 引 ④-⑤ 不足 額 ⑥				(ア)	
過 少 申 告 加 算 金 ⑦				(イ)	
不 申 告 加 算 金 ⑧				(ウ)	
重 加 算 金 ⑨				(エ)	
延 滞 金 ⑩	不足税額については、年月日から納付の 日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるとき (1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6 パーセント (この通知書による納期限満する日 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセント) の割合 計算した金額				
納 付 期 限	年	月	日		
納 付 場 所	地方税法第699条の18、第699条の21及び第699条 の22				
更正 (決定) の根拠法令	(1) 普通自動車 (4) パー自動車 (2) 小型自動車 (5) 登録番号 (3) 3 輪 (車回番号)				
更正 (決定) の対象とな った自動車					

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日
の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に
審査請求をすることができます。

第六十八号様式 (第五十四号圖送)

軽油以外の炭化水素油製造届出書

特別徴収義務者の住所 及び氏名又は名称	
営業所の所在地及び名 称	
営業所の代表者氏名及 び電話番号	局 (番)
種類	
規格	
用途	
数量	
製造年月日	年 月 日
種類	
数量	
種類	
数量	
種類	
数量	
軽油以外のもの	
軽油	
種類	
数量	
種類	
数量	
使用しようとする軽油等	

鳥取県税条例第三十七条第三項の規定により上記のとおり届出します。

氏名又は名称

年 月 日 職 氏 名 殿

印

第六十九号様式(第五十五条関係)

第 号	軽油引取税特別徴収義務者の証
鳥 取 県	

備考 金属製として、全面は緑、文字は白を用いる。
第七十号様式(第五十六条、第五十七条関係)

軽油引取税還 納入免除申請書

申 請 金 額		円	
年度	納入月別年日	法第700条の22の規定に該当する軽油の数量	同左に記入した金額
		第1項当該	円
		第4項当該	円
		第5項当該	円
		計	円
		同左に記入した金額	円
		同左に記入した金額	円
		既に納入済の金額	円
		免除額は	円
		還付額は	円
		摘要	

上記のとおり鳥取県条例第 条の規定により申請します。

申請者 氏名又は名称
職 氏 名 殿

㊦

第七十一号様式(第五十七条関係)

納入免除承認書			
免稅軽油住 所	販売業者 住 所	免稅証に記載された軽油の数量	今回承認された軽油の数量
使用 者 氏名又は名称	氏名又は名称		

上記の免稅軽油使用者は、地方税法第 条第 項の規定に該当する者であることを承認する。

年 月 日

職 氏 名 圖

附 則

- この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県条例施行規則(以下「新規則」という。)第四十七条第一項の規定の適用については、鳥取県条例の一部を改正する条例(平成元年三月鳥取県条例第八号)による改正後の鳥取県条例第九十八条第二項の知事の指定を受けようとする年度が、平成元年度の場合にあっては新規則第四十七条第一項第一号中「条例」とあるのは「鳥取県条例の一部を改正する条例(平成元年三月鳥取県条例第八号)による改正前の鳥取県条例」と、「三百六十万円」とあるのは「千二百万円」と、同項第四号中「特別地方消費税」とあるのは「料理飲食等消費税」とし、平成二年度の場合にあっては同項第一号中「条例第九十八条第一項」とあるのは「条例第九十八条第一項及び鳥取県税

条例の一部を改正する条例（平成元年三月鳥取県条例第八号）による改正前の鳥取県税条例第九十八条第一項」と、「三百六十万円」とあるのは「六百四十万円」と、新規則第四十七条第一項第四号中「特別地方消費税」とあるのは「特別地方消費税及び料理飲食等消費税」とし、平成三年度にあつては同号中「特別地方消費税」とあるのは「特別地方消費税及び料理飲食等消費税」とする。